

12

一括下請負とは

工事の一括下請負とは、工事を請け負った建設会社が、施工において実質的に関与せず、下請負人にその工事を全部または主な部分もしくは独立した一部を一括して請け負わせることをいいます。建設業法では、原則として禁止しています。（建設業法 第22条「一括下請負の禁止」）

一括下請負とは

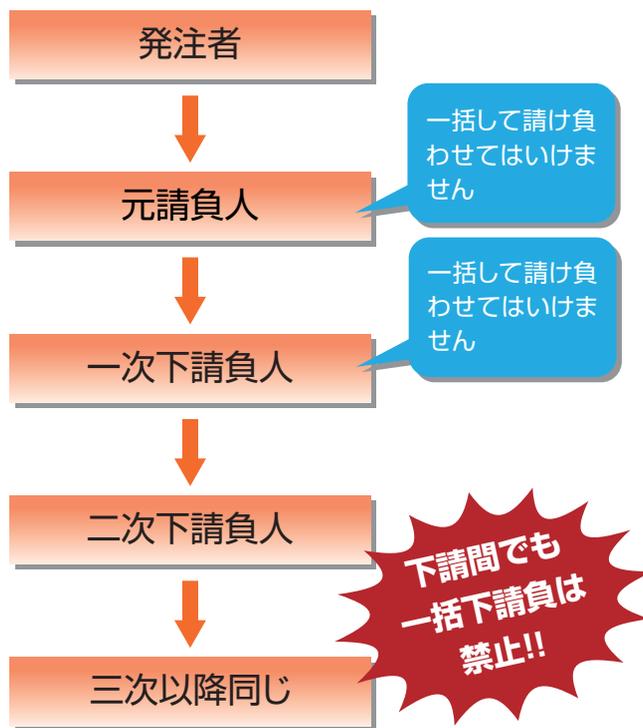
- 請け負った工事の全部またはその主な部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

請け負わせた側がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められないものが該当します。

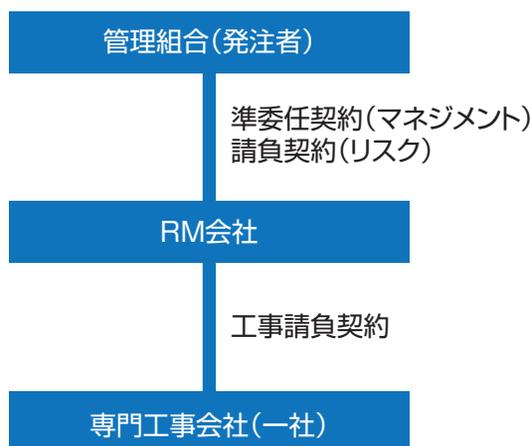
実質的関与とは

- | | |
|------------|--------------|
| ① 施工計画の作成 | ⑥ 下請業者への指導監理 |
| ② 工程管理 | ⑦ 発注者との協議 |
| ③ 出来型・品質管理 | ⑧ 住民への説明 |
| ④ 完成検査 | ⑨ 官公庁等への届出等 |
| ⑤ 安全管理 | ⑩ 近隣工事との調整 |

元請負人は①～⑩、下請負人は①～⑥等について主体的に関与することが必要。



合法的な一括下請負とは



民間のマンション大規模修繕では、あらかじめ発注者の書面による承諾があれば一括下請負の禁止の適用は除外されます。
しかし、合法的な一括下請負であっても、工事現場に配置する技術者の規定については、元請・下請に係らず適用されます。

RM会社が工事請負契約の方式で発注者のリスクを肩代わりする請負型アットリスクRM方式（B方式）は、左図のような契約関係となります。これは「一括下請負」に相当します。

注) ここでは、専門工事会社グループではなく、一社の専門工事会社に発注するケースを想定しています。